

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月末自己資本比率・速報値)

【連結】

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	274,867			
うち、資本金及び資本剰余金の額	193,429			
うち、利益剰余金の額	82,834			
うち、自己株式の額(△)	0			
うち、社外流出予定額(△)	1,396			
うち、上記以外に該当するものの額	-			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	-			
うち、為替換算調整勘定	-			
うち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	-			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-			
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,503			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13,503			
うち、適格引当金コア資本算入額	-			
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,000			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,169			
少数株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,180			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	364,720			

コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	9,155		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	9,155		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	8,125		
適格引当金不足額	-	-		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
退職給付に係る資産の額	-	-		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	0		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	-			
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		364,720		

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	3,323,891			
資産（オン・バランス）項目	3,250,307			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	22,036			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	9,155			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	8,125			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	-			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△4,509			
うち、上記以外に該当するものの額	9,264			
オフ・バランス取引等項目	65,633			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	7,949			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	228,342			
信用リスク・アセット調整額	-			
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-			
リスク・アセット等の額の合計額（二）	3,552,233			
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	10.26	%		

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」における附則別紙様式第4号（注）に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（銀行法第14条の2等の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第1項及び第2項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	当 期 末 残 高	区 分	当 期 末 残 高
商品有価証券	-	特定取引資産	-
売付商品債券	-	特定取引負債	-
計(A)	-	計(A)	-
総資産(B)	-	総資産(B)	-
比率(A/B)	-	比率(A/B)	-%

- | | |
|---|----------------|
| 5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円) | 295,720 |
| 6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3) | 1 |
| 7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。 | |
| 10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3) | 2 |
| 11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。 | |

【単体】

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	267,548			
うち、資本金及び資本剰余金の額	171,102			
うち、利益剰余金の額	97,971			
うち、自己株式の額(△)	129			
うち、社外流出予定額(△)	1,396			
うち、上記以外に該当するものの額	-			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11,365			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,365			
うち、適格引当金コア資本算入額	-			
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	69,000			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,169			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	352,082			

コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	8,957	/	/
うち、のれんに係るものの額	-	-	/	/
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	8,957	/	/
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	8,097	/	/
適格引当金不足額	-	-	/	/
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	/	/
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	/	/
前払年金費用の額	-	-	/	/
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	0	/	/
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	/	/
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	/	/
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	/	/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	/	/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	/	/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	/	/
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	/	/
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-	/	/
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	/	/
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	/	/
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	-	-	/	/
自己資本				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）		352,082	/	/

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	3,299,693			
資産（オン・バランス）項目	3,225,649			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	21,810			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	8,957			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	8,097			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-			
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△4,509			
うち、上記以外に該当するものの額	9,264			
オフ・バランス取引等項目	66,002			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8,042			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	218,367			
信用リスク・アセット調整額	-			
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-			
リスク・アセット等の額の合計額（二）	3,518,061			
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（二））	10.00	%		

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」における附則別紙様式第3号（注）に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（銀行法第14条の2等の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が口適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第1項及び第2項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	-
売 付 商 品 債 券	-
計(A)	-
総 資 産 (B)	-
比 率 (A / B)	- %

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	-
特 定 取 引 負 債	-
計(A)	-
総 資 産 (B)	-
比 率 (A / B)	- %

5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。
10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

283,082

1

0

0

2